

○葉山町総合計画審議会規則

平成7年7月8日規則第24号

葉山町総合計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

**第3条** 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関及び公共的団体の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(特別委員)

**第7条** 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年3月30日規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月27日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月18日規則第9号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

**附 則** (平成27年7月28日規則第23号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。